

中小企業事業主のみなさまへ

労働基準監督署では「働き方改革」への取り組みを支えるため

## 事業場への訪問支援 **無料です**

による相談対応や法令説明を行っています。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のような事項について、個別に事業場に訪問し、相談対応や説明をさせていただきます。

### 主な説明事項

- 労働基準法（働き方改革関連法）の改正内容
- 36協定を含む労働時間制度全般に関すること
- 変形労働時間制度等の導入にあたり必要な書類の作成に関すること
- 長時間労働の削減にかかる好事例
- その他労働基準法全般に関すること



働き方改革関連法  
成立で何が変わる  
のか知りたい・・・。

うちの会社の  
労働時間の制度は  
このままで  
いいのかな・・・？



訪問を希望される場合は、下記に記載の上、この用紙をそのままFAXしていただくことで、申し込みいただけます。

申し込みいただきますと、管轄労働基準監督署の労働時間相談・支援班から担当者様に連絡させていただき、日程等の調整後、事業場に訪問させていただきます。

FAX送信先 077-522-6625（滋賀労働局 監督課）

事業場名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者様のお名前 \_\_\_\_\_

相談・説明希望事項（ ） \_\_\_\_\_

上記の主な説明事項の ～ から選んで該当番号を記載いただくか、それ以外で個別に確認したい事項を簡単に記載して下さい。

# 働き方改革関連法の成立で 下記の事項について対応が求められます。 施行期日：2019年4月1日

中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引き上げの適用は2023年4月1日

## 働き方改革関連法で

長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

1	残業時間の上限を規制します
2	「勤務間インターバル」制度の導入を促します
3	1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます
4	月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます（25% <u>50%</u> ） ▶ 中小企業で働く人にも適用（大企業は2010年度～）
5	労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます ▶ 働く人の健康管理を徹底 ▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象
6	「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します ▶ 労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を延長（1か月 3か月） ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
7	専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である 「高度プロフェッショナル制度」を新設し、選択できるようにします ▶ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化（罰則つき） ▶ 対象を限定（一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象）

労働時間相談・支援班の個別訪問については電話でも受け付けていますので、お気軽に申し込み下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

## 滋賀労働局

### 労働基準部監督課

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階  
TEL：077-522-6649 FAX：077-522-6625

### 大津労働基準監督署

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階  
TEL：077-522-6616 FAX：077-522-6252

### 彦根労働基準監督署

〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階  
TEL：0749-22-0654 FAX：0749-26-0241

### 東近江労働基準監督署

〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14  
TEL：0748-22-0394 FAX：0748-22-0613